

災害対策マニュアル

地震、津波、火災、風水害、その他大規模災害

2021年1月12日 作成

はじめに

このマニュアルは、沖縄県内及び近県において「地震」、「津波」、「火災」、「風水害」その他による大規模災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合に、被害を未然に防止し、又は災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるとともに、災害の復旧を図る（以下「防災」という。）ために、「沖縄大学（以下「本学」という。）」における防災の組織、教職員及び学生の災害時の対応を定めたものです。（別表1参照）

I 災害に備えて

（1）突発的な災害に備えるため、日頃から次の点に留意願います。

- ① 消火器・屋内消火栓及び火災報知器の設置場所と使用方法を熟知しておくこと。
- ② 自分が普段使っている建物等の非常口や災害時の避難場所を確認しておくこと。
- ③ 講演会等で多数の人が集まる会場においては、必ず避難経路を事前に参加者に周知しておくこと。
- ④ 書棚等転倒のおそれのあるものには、転倒防止装置を取り付けておくこと。
- ⑤ 重い物、割れやすい物を部屋の上部に置かないこと。
- ⑥ 日頃から実験室等を整理しておくこと。また非常口や防火扉の前、廊下、階段等に荷物を置かないこと。
- ⑦ ガス栓等の場所を確認しておくこと。
- ⑧ 身の回りに非常用持出袋を用意しておくこと。
- ⑨ 災害発生時の通報体制を整備・確認しておくこと。
- ⑩ 被災時の居場所の確認のため、研究室や事務室単位等で緊急時連絡網を作成し、携帯しておくこと。
- ⑪ 災害対策本部が設置された場合の自分の役割を確認しておくこと。

（2）研修・訓練の実施

防火訓練・研修を行い、消火技術・知識を身に付けるとともに、防火意識を高める。

（3）啓蒙活動

防火に関する講習会開催、ポスター掲示等により啓蒙を行う。

2. 設備等の点検

（1）以下の点検を常日頃から心がけ、異常がある場合は早急に改善する。

- ① 火災報知器（非常ベル）、屋内消火栓等は正常に作動するか、消火器具や避難器具に異常はないか、誘導灯のランプが切れていないか等の点検確認を行う。
- ② 非常口、防火扉、防火シャッター等は正常に作動するか点検確認を行う。また、付近に障害物がある場合は撤去する。
- ③ 防火水槽の水位は適正か、付近に障害物がないか点検確認する。
- ④ 屋外消火栓付近や緊急車両が通行する道路に路上駐車がないか点検確認する。

消火・救命活動は1分1秒を争うため、消防車・救急車等の大型車両の通行に支障がないようにする。

Ⅱ 災害時の対応

1. 地震発生時の対応

地震時の三原則

①身の安全の確保

②すばやい火の始末

③避難口の確保



(1) 地震発生時

突発的な地震に備え、気象庁が公表している震度と実際に発生する現象や被害との対応「気象庁震度階級関連解説表」(別表2)を認識しておくこと。

特に、立っていることができない震度6強の強い揺れの場合、建物や道路、電話、電気、ガス、水道等のライフラインは麻痺していることを覚悟しておくこと。

【屋内にいるとき】

不用意に戸外に避難しないこと。なお、避難する場合は、周囲の状況をよく見て判断すること。

○研究室、事務室、教室等にいるとき

- ① テーブルや机の下に身を隠し、落下・転倒物(書棚、黒板、蛍光灯等)から身を守る。
- ② ドア付近にいる人は、ドアを開け避難口を確保する。
- ③ 窓際にいる人は、窓ガラスの飛散を防ぐためにブラインドやカーテンを閉め、急いで窓際から離れる。

○実験室にいるとき

- ① まず身の安全を図り、揺れが治まってから火の始末をし、電気器具などの電源を切る。
- ② 火災が発生した場合、揺れが治まってから適切な消火器で初期消火活動を行う。消火不能の場合は、部屋のドアを閉めて直ちに避難する。
- ③ 二次災害防止のため、危険物の取り扱いに十分注意する。

○廊下にいるとき

- ① 壁が倒れてくるおそれがあるので、衣服や持ち物などで頭を覆い、速やかに近くの教室等部屋の中に避難して机の下にもぐる。

- ② 近くの教室等部屋に入れなかった場合は、落下のおそれがあるもの下から離れ、衣服や持ち物などで頭を覆ってかがみこむ。

○エレベーターに乗っているとき

- ① 全ての階のボタンを押して、停止した階で降りる。
- ② 途中で停止した場合は、非常ボタン又はインターホーンで外部に救助を求める。

○図書館、体育館、食堂等にいますとき

- ① 落下・転倒のおそれがある物（本棚、ロッカー、自動販売機など）から離れる。
- ② 使用中の電気器具の電源を切る。

【屋外にいるとき】

- ① 建物やブロック塀等倒壊のおそれのあるものから離れた空き地に避難する。

(2) 地震沈静化後

- ① 地震沈静化後は指定された緊急避難場所（構内中庭）に避難する。
- ② 研究室や事務室単位等でお互いに安否を確認し合う。
- ③ 地震による津波に注意する。正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・広報車等を通じて入手し、特に警報又は注意報が発令された場合は解除されるまで気をゆるめない。（詳細は、「2. 津波発生時の対応」のとおり）

2. 津波発生時の対応

(1) 正しい情報を入手する

- ① 気象庁は、津波のおそれがある場合、地震発生後約3分程度で、大津波警報・津波警報または津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。地震が治まったら、ラジオやテレビ・広報車等より、津波警報等及び避難勧告・指示等の情報収集に努め、津波に関する情報を正確に把握する。
- ② 津波警報等において、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されるが、マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、最初に「巨大」や「高い」という言葉で発表される。（3頁「津波警報等の種類」のとおり）「巨大」「高い」等の言葉で津波の高さが発表されたら非常事態であるので、ただちに避難を開始する。
- ③ 津波の情報（経路、予想される津波の高さ、到達時間等）を得たら、できる限り周囲の学内利用者（児童・生徒・学生・教職員等）にも通知し、避難を呼び掛ける。
- ④ 気象庁の発表する津波の高さは、海岸線での平常潮位（津波がない場合の潮位）からの高さであり、場所によっては予想よりも高い津波が押し寄せる場合がある。また、遡上高（海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ）は、津波の高さの4倍程度になることもあるため、気象庁が発表する数値が低い場合も安心せず、なるべく高い場所へ避難する。

(2) 早く避難する

- ① 津波の情報を把握したら、所属管理上位者（教員、教諭、部課長等）の指示により、素早く避難する。所属管理上位者がいない場合は、各自の判断で避難する。避難場所は最寄りの建物の上階等、できる限り高い場所とする。
- ② 震源が陸地に近いと津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。強い揺れや、弱くても長い揺れがあったら、直ちに避難を開始する。
- ③ 後続のものに支障とならないように、なるべく徒歩で避難する。
- ④ 津波は繰り返し襲う上に、後から来る波の方が高くなる場合がある。一度避難したら、避難勧告・指示等が解除されるまで戻らない。

【津波警報の種類】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(気象庁ホームページより)

3. 火災発生時の対応

火災時の三原則		
① 早く知らせる	② 早く消化する	③ 早く避難する

(1) 早く知らせる

- ① 「火事」ということを大声で叫び、近くの人に早く知らせるようにする。
- ② 非常ベルを使用するとともに、慌てず正確に管理部署及び119番に通報する。

(2) 早く消火する

- ① 身の安全を守るための脱出口を確保してから、屋内消火栓、消火器を使って消火に当たる。ただし、薬品火災については、消火器及び水を使用できないものがあるので注意する。
- ② 必要に応じて自衛消防隊を編成し、消火活動に当たる。
- ③ 消防隊が到着した場合には、火災の延焼状況を報告する。

(3) 早く避難する

火が大きくなった時には無理な消火をしようとせず、次の要領で素早く避難する。

- ① タオルやハンカチで口を覆い、煙を吸わないようにできるだけ姿勢を低くして避難する。
- ② 煙で前が見えない場合は、壁に手を当て方向を確認しながら避難する。
- ③ 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉め、延焼をできるだけくい止める。
- ④ 一度避難したら再び戻らない。

(4) 初動措置

① 発見・通報

- 1) 火事を見たり、火事を出したりしたら、大きな声で「**火事だー**」と叫び、付近の人に知らせ、協力して初期消火・通報・連絡作業を分担し、迅速に対応する。一人の場合は落ち着いて冷静に対処する。
- 2) 屋内消火栓の非常ボタンを押して非常ベルを鳴らす。
- 3) 消防署（119番）に火災であることを通報する。また、以下の者に至急知らせる（携帯電話・PHSの場合は市外局番からダイヤルする。ただし、119番は市外局番不要）。

緊急時 学内連絡先

★自衛消防組織・通報担当 総務課：内線 152 施設課 内線 201
[夜間・休日]（本館警備室 内線 110 3号館警備室 内線 344）

- 4) 被災者があるときは、救出して応急処置をした上で連絡する。併せて、学生支援課：内線 113 または保健室：内線 119 にも連絡する。

4. 集中豪雨・台風時の対応

風水害の三原則		
①気象情報に気をつける	②点検補修は早めに	③避難の準備を

(1) 風水害発生時

- ① 気象情報に注意しながら、自分の居室のある建物の点検を行い、必要に応じて補強する。また屋外の飛散するおそれのある物を屋内に搬入する。
- ② 屋外の道路標識等は強風に備えて倒す。
- ③ 大木やブロック塀等倒壊のおそれのあるものから離れる。車やバイク等も必要に応じて移動させる。
- ④ 低地においては土嚢を準備するなど、浸水防止に努める。
- ⑤ カーテンやブラインドにより窓ガラスの飛散に備えるとともに、窓ガラスから離れる。
- ⑥ 土砂崩れ等が想定される地区においては、早めに避難準備を進める。

○集中豪雨

梅雨の終わり頃に短時間の内に狭い地域に集中的・突発的に雨が降るため、予測が極めて困難である。

中小河川の氾濫や土砂崩れ、崖崩れなどによる大きな被害が予測されるため、崖付近や造成地などでは気象情報に十分注意を払うことが必要である。

5. 自宅等で災害に遭遇した時の対応

- ① 上記1～4を参考に各自安全の確保に努める。
- ② テレビ、ラジオ等で交通機関及び道路の遮断等の情報収集に努める。
- ③ 無理して出勤・登校せずに、本学の電話連絡網を活用し連絡あるいは、本学からのメールによる連絡又は本学ホームページにより休業・休校状況について確認する。なお、休講については「暴風時等の講義及び定期試験の措置に関する規定」などを参照のこと。
- ④ 休業・休校になっていない場合でも、自身で出勤・登校することが危険だと判断したときは自宅で待機し、本学に事情等を連絡する。
- ⑤ 危険な状態がなくなり、交通機関等が復旧した場合は本学に状況を確認してから出勤・登校する。

III 災害時の連絡体制

1. 災害時の通報体制

被害及び避難の状況報告は、災害対策の基本となるものなので、正確かつ適切な状況報告をすることが大切である。

また、部局等においても通報体制を整備しておくことが必要である。

- (1) 災害発生時の緊急連絡体制は別表3（キャンパス110番）のとおりとする。

2. 緊急連絡先

- (1) 危機管理対策本部が設置された場合の連絡先は別表4のとおりとする。
- (2) 災害時優先電話の設置場所、電話番号等は（別表●）のとおりとする。
- (3) 外部緊急連絡先は別表5のとおりとする。

IV 危機管理対策本部

1. 危機管理対策本部の設置

- (1) 学長は、震度6弱以上の地震が発生したときは、「沖縄大学危機管理規程」に準じ、学長を本部長とする沖縄大学危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

なお、震度5強以下の地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じて対策本部を設置する。

学長不在時は副学長がその任にあたる。

- (2) 対策本部の組織は「2. 対策本部の構成」のとおりとする。

(3) 重大な災害が勤務時間外に発生した場合は、学長又は出勤できた上位の理事・職員が対策本部を設置するものとする。

(4) 対策本部は、本館3階会議室に設置するものとする。なお、この会議室に設置が困難な場合には、学長の判断により、適宜判断し別に設置する。

2. 対策本部の構成

(1) 本部長 学長

(2) 副本部長 常務理事、副学長

(3) 本部長

事務局長

学生部長

教務部長

図書館長

マルチメディア教育研究センター長

教職支援センター長

地域研究所長

経法商学部長

人文学部長

健康栄養学部長

(4) 対策班（総務班、消火班、施設班、避難誘導・救護衛生班、搬出班）

① 総務班 班長（事務局長）

副班長（総務課長、経営企画室長、入試広報室長）

班員（総務課職員、経営企画室職員、入試広報室職員）

② 消火班 班長（教務部長）

副班長（教務課長、教職支援センター事務長）

班員（教務部職員、教職支援センター職員）

③ 施設班 班長（事務局長）

副班長（施設課長、地域研究所事務長）

班員（施設課職員、地域研究所職員、

マルチメディア教育研究センター職員）

④ 避難誘導・救護衛生班

班長（学生部長）

副班長（学生支援課長、就職支援課長）

班員（学生支援課職員、就職支援課職員、健康栄養学部助手）

⑤ 搬出班 班長（図書館長）

副班長（図書館事務長、経理課長）

班員（図書館職員、経理課職員）

- ⑥ 各班班員 上記①～⑤の各班長は、必要に応じて関係課の課長及び関係室の室長の了解を得て、当該関係課及び関係室の職員の中から班員を指名することができる。

3. 要員の確保

- (1) 対策本部の構成員（本部員）となる者は、対策本部の設置の有無が判明するまで本学に待機するものとする。
- (2) 対策本部長は、勤務時間内に対策本部を設置したときは、家族、家屋等の安全が確認できた職員を中心に、対策本部の要員を確保する。
- (3) 対策本部長は、通常の勤務時間外に対策本部を設置したときは、直ちに構成員を招集し、出勤してきた職員により、対策本部の要員を確保する。
- (4) 対策本部長は、対策本部の業務が24時間勤務体制となる可能性が高いことから職員の心身の健康に十分留意する。
- (5) 対策本部長は、平常業務遂行要員の確保に努める。
- (6) 対策本部長は、家族の負傷等職員個々の状況に応じて必要な場合は職員を帰宅させる。
 - ① 帰宅させる場合は、交通事情、道路事情に注意し、安全を確認したうえで帰宅させ、帰宅後、被災状況に対策本部に報告させる。
 - ② 帰宅した職員は、家族の安否、家屋の被災状況等を確認のうえ、出勤可能となった場合は直ちに出勤する。
 - ④ 帰宅した職員は、家族、家屋が重大な被害を受けた場合には、その旨を当該職員が所属する各部局等の長（学部の長をいう。以下同じ。）又は各部の長（事務局の各部長をいう。以下同じ。）に報告し、家族の看護、家屋の復旧のための応急措置を行った後、可能な限り早期に出勤するよう努める。

4. 対策本部の役割

- (1) 地震災害対策業務及び復旧業務を総括し、地震災害対策について大学としての意思決定を行う。
- (2) 対策本部の構成員を招集し、各対策班を指揮して必要な対策を講じる。
- (3) 情報収集（被害状況、安否情報等）を行って、各対策班及び関係者に対し、必要な情報を提供する。
- (4) 自治体、消防、警察等の外部機関との連絡及び救護要請、マスコミ対応等の渉外対応を行う。
- (5) 救援物資等を調達・確保し、必要に応じて配給する。
- (6) 学生及び教職員の安否確認を行う。
- (7) 立ち入り禁止建物・区域の設定を行う。
- (8) 屋外避難の解除、帰宅指示等を行う。
- (9) 一斉帰宅の抑制と帰宅困難者のための待機場所の設置を行う。

(10) 各対策班の任務は、次項による。なお、本部長は、参集状況から見て、本部要員の数が不足していると判断した場合は、追加参集の指示を出すことができる。

(11) その他

5. 各対策班の担当業務

(1) 総務班

- 災害対策本部の運営
- 関係機関との連絡調整
- 職員の動員命令
- 各班との連絡調整
- 学内外の災害情報の収集・整理
- テレビ、ラジオ等による近隣の災害情報等（火災、交通機関等）の収集・整理
- 報道機関への対応
- その他

(2) 消火班

- 初期消火活動
- 消防署消防隊の支援

(3) 施設班

- 初期消火対応（障害物の除去等）
- ライフライン（水道・電気・ガス）の状況確認
- 電気・ガス源の切断
- 情報伝達網の整備
- 施設設備、地面等の被害状況確認
- 立ち入り禁止区域の措置（防火戸の閉鎖等）
- 救援物資の管理
- 災害対策本部に必要な設営準備
- その他

(4) 避難誘導・救護衛生班

- 避難、救出、救援、救護等の検討・調整
- 避難場所への誘導
- 避難場所へ誘導した人員の把握・本部への連絡
- 負傷者の応急手当
- 負傷者に診療可能な病院へ運搬手配
- 疾病の予防、衛生管理
- その他

(5) 搬出班

- 重要物件の搬出

6. 地震が発生した場合の初動活動

(1) 勤務時間中に、強い揺れが発生した場合は、以下の対応をとる。

- ① 地震発生時は、以下の行動をとり、身の安全を守ることを第一とし、揺れが収まり次第、あわてず避難する。
 - a. 火気使用設備の近くにいる者は直ちに火を消す。
 - b. 出入り口の近くにいる者はドアを開けて避難口を確保する。
 - c. 什器の転倒、窓ガラスの飛散、照明器具等の落下物に注意する。
 - d. 揺れが収まるまで机の下に入るなど、身の安全を確保する。
 - e. エレベーターに乗っている者は、最も近い階に止めて脱出する。
- ② 地震に伴い火災が発生した場合、火災発見者は、以下の行動をとり、火災発生の周知及び初期消火等を行う。また、その他の職員等については、火気使用設備の近くにいる者は直ちに火を消した上で、あわてずに避難する。
 - a. 火災発生を確認し、大声で周囲に知らせる。
 - b. 寄りの火災報知機のボタンを押す。
 - c. 可能な限り多くの人で消火栓、消火器等を使用し初期消火を行う。なお、危険な場合は無理をせず避難する。
 - d. 消防機関（119 番）に連絡し、施設課に内容を通報する。
- ③ 避難の際は、以下の事項を遵守する。
 - a. 窓ガラス及び蛍光灯等の危険物から離れる。
 - b. ドアを開けて出口を確保する。
 - c. 落下物に注意する。
 - d. エレベーターは使用せず、階段を使用し避難する。
 - e. 出火階及びその上階の者を優先し、忘れ物等のため再び戻ることのないようにする。
 - f. 建物の倒壊等の危険がある場合は、速やかに屋外運動場へ避難する。
 - g. 屋外に出た場合、建物等から離れて行動する。
- ④ 避難後は災害対策本部の指示に従い行動する。
- ⑤ 授業・入学試験実施時、教授会等の各種会議開催時に、強い揺れが発生した場合には、教職員は、学生や学外者等に対して、上記①～③の対応をとるよう指示、誘導する。

(2) 休日等の勤務時間外又は出張時において、地震が発生した際、災害対策本部員及び各対策班の班長は、以下の対応をとる。

- ① 那覇市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、本館 3 階会議室（又は代替場所）に、自発的に参集する。参集に当たっては、以下の点に注意する。
 - a. 家族、家屋等の安全を確認した後、速やかに参集する。ただし、本人又は家族等が重大な被害を受けた場合においては、必要以上に無理をせず、参集可

能となった時点で参集する。

- b. 参集に当たっては、交通、道路事情の情報をよく確認し、状況に応じた手段で参集する。
- c. 参集途上において、途中の被災状況を可能な限り把握し、情報収集に努める。
- d. 参集のときは、筆記用具を携帯する。また、24 時間体制となることも考えられるので、生活に必要なものを、日頃から準備しておく。
- e. 各班長は、参集するにあたり、副班長・班員に参集を呼びかけることができる。ただし、参集の呼びかけの対象となる副班長・班員は、事前に指名しておく。

- ② 那覇市において、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、総務課において、「勤務時間外における緊急時の連絡先」等を用いて、速やかに情報の共有を図り、教職員及び施設等の被害状況の把握に努める。また、災害対策本部員は、被害状況等を把握した場合は、総務課に連絡する。

7. 帰宅判断

対策本部として、学生や教職員に帰宅指示等を行った場合は、学生や教職員は以下の点に留意して行動するものとする。

- (1) 公共交通機関が不通となった場合、帰宅の判断に迷う場合は、住居が大学構内から 10km 以内にあるか否かを目安とする。併せて、地震の規模、火災の発生状況、地震が発生した時間、交通機関の運行状況、停電の有無、自身の体調や体力を考え、帰宅するかどうかを判断するものとする。
- (2) 学生及び教員は帰宅する場合は、避難誘導班に報告のうえ、帰宅する。
- (3) 職員が帰宅する場合は、各自所属する課（室）の長等に報告のうえ、帰宅する。
- (4) 避難誘導班及び各課（室）は帰宅の報告をとりまとめたうえ、対策本部に報告する。
- (5) 帰宅せずに、学内の避難場所の利用が必要となる場合は、対策本部が指定する待機場所にて、引き続き待機する。

8. 学生の安否確認

- (1) 学生支援課から、安全確認のための一斉メールを送信する。
- (2) 就業時間内の場合は、学生を避難場所に誘導後、避難誘導班が、教員等の協力を得て避難した学生の学籍番号と氏名を確認し、避難場所に待機する学生名簿を作成する。
- (3) 就業時間外の場合は、館内放送設備等により、避難場所に避難するように指示をする。建物内にいる教職員は適宜、学生の避難場所への誘導を行う。
- (4) 学生部に学生の被災情報が寄せられた場合は、学生の所属及び氏名を確認のうえ、対策本部に連絡する。

9. 教職員の安否確認

- (1) 対策本部に教職員名簿を設置する。（教職員名簿は総務課にて常備する。）

- (2) 就業時間中の場合は、教員は学生とともに避難場所へ移動する。事務職員は、教室外にいる学生等を誘導しつつ、避難場所へ移動する。
- (3) 就業時間外の場合は、館内放送設備等により、避難場所へ避難するように指示をする。教職員は、学生を避難場所へ誘導しつつ、避難場所へ移動する。
- (4) 避難誘導後、避難誘導班と協力し、避難した教職員の氏名を確認し、待機場所に避難する教職員名簿を作成する。
- (5) 事務職員については、各課長又は室長等が、各課に所属する事務職員（非常勤職員を含む）の安否を確認できた時点で、総務課へ報告する。
- (6) 教員に対しては、総務課が安全確認のための一斉メールを送信し、安否確認を行う。

10. 応急措置

- (1) 職員は、二次災害の発生に注意を払い、建物、通路等の安全を確認する等災害の拡大を防ぐよう努める。
- (2) 職員は、危険物等の貯蔵所、取扱い施設等について直ちに立入禁止措置をとる。
- (3) 職員は、災害による行方不明者、負傷者の発見に努め、救護・救援活動を行う。
- (4) 救護・救援の本部は避難場所等に置くものとする。
- (5) 職員は、負傷者を発見した場合には、救護衛生班と連絡をとり、その指示に従う。

11. 災害時に必要な物資の調達

- (1) 救援物資搬出入及び保管のための場所を確保しておく。
- (2) 災害時に必要な食料品等の備蓄品（別表6）を整備しておく。

V 避難場所の提供

1. 避難住民の受入れ

- (1) 近隣の住民が避難してきた場合は、対策本部長は、避難住民を受け入れるか否かを決定する。
- (2) 避難住民を受け入れるときは、副本部長は関係部局の長等と協議の上避難場所を決定する。

2. 避難場所

避難場所 避難場所は、通常は、構内中庭とする。ただし、実際にどの避難場所を使用するのは、災害及び建物の状況を踏まえて、本部長が判断する。

* 「避難場所」は災害発生時に一時的に待機する場所、「避難所」は一定期間の宿泊が可能な施設等を言う。

3. 避難者の避難場所及び避難所への誘導

沖縄大学が含まれる真和志地区で本学周辺の避難所としては、上間小学校、寄宮中学校、古蔵小学校が那覇市の指定避難所となっており、多数の近隣住民の避難が予想される。避難誘導班は、那覇市（真和志支所：TEL098-832-8231）等の災害対策者と協議しつつ、避難者を避難場所へ誘導し、その後速やかに避難所の建物内へ誘導する。

4. 学外への施設等の提供

学外の災害対策関係機関から、被災地域における人命救助その他の救援活動のため、施設等の提供の要請があった場合、対策本部長は提供するか否かを決定する。屋内避難所として提供する際の収容可能場所ならびに収容定員の目安は、(1)から(4)となる。(収容人員数 約140人)

- (1) 本館 B1 多目的学習室 (約30人)
- (2) 本館 1階ホワイエ (約30人)
- (3) 本館 1階同窓会館 (約30人)
- (4) 本館 3階体育館アリーナ (約50人)

Ⅶ 災害復旧

1. 被害状況の把握

副本部長は、災害による施設、設備、土地及び備品等の被害状況を速やかに調査する。被害状況は、手を加える前に写真、ビデオ等により日付入りで記録する。

2. 災害復旧

- (1) 副学長、教務部長は、学生等に対する教育環境の整備に努める。
 - ① 補講、追試等修学上の配慮を行う。
- (2) 常務理事、事務局長は、次の事項について災害復旧に努める。
 - ① 職員の勤務環境の整備
 - ② 教育研究環境の整備
 - ③ 施設、設備及び土地の早期復旧
 - ④ 備品等の早期調達及び修繕
 - ⑤ その他災害復旧に必要な業務

3. 二次災害の防止

副本部長は、崖崩れ、建物の崩壊等危険区域の発見に努め、二次災害の防止に努める。

- ① 庁舎周辺及び庁舎内を巡回し、危険区域には立入禁止の措置を講ずる。
- ② 危険建物等について倒壊防止等の応急措置を講ずる。
- ③ ライフラインの復旧後に備え、出火等の防止策を講じる。

Ⅷ 被害状況の報告、記録

被害状況の報告、記録については、災害情報連絡票(別表7)により総務班(学外機関対応)が対応する。

- (1) 発生時
 - ① 電話、口頭、電子メール等により災害発生の日時、場所、災害の原因、被害の程度を報告する
 - ② 発生速報は逐次状況に応じて報告する。

(2) 中間報告

- ① その後判明した被害状況を、部局の集計状況に応じて報告する。
- ② 避難所を開設し、避難者の収容を実施したときは、その状況を報告する。

(3) 確定報告

- ① 最終的な調査結果に基づく確定被害状況を報告する。

IX 障がいのある学生・教職員の災害時対応

1. 支援者の選定及び確認

障害のある学生・教職員（以下「障がいのある学生等」という。）の避難のために、学生支援課ならびに施設課においては、日ごろから災害に備えていざという時のための避難介護体制として避難の付き添い・介助や避難情報の伝達などの支援をできる者（以下「支援者」という。）複数名（学生は授業ごと）を決めておく。障がいのある学生等は支援者を確認し、万一の際の協力を依頼しておく。

また、障がいのある学生等及び支援者は、障がいの種類に応じて、別表 8 及び別表 9 をふまえて適切な行動を取るようにする。

2. 防災カードの作成

災害時には、どんな状況下に置かれることになるのか予測がつかないため、障がいのある学生等は「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、必要とする支援等」を支援者に的確に伝えるための準備をしておくことが重要となる。

そのため、住所、氏名、生年月日、血液型、障害の種類・程度、緊急時の連絡先（自宅・家族・親戚・医療機関など）、治療の内容や服用している薬の種類、必要とする支援の内容などを記載した「防災カード」（別表 10）を作成し、日ごろから携帯しておく。

X その他

このマニュアルに定める事項以外については、別に定める各部局等のマニュアルにより対応するものとする。

沖縄大学における災害発生時の対応（概要）

第 1 ステージ		
災害発生 初期活動		
<p>火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報 ・ 初期消火 ・ 避難（誘導） <p>地震</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の安全確保 ・ 火の始末 ・ 出口の確保 <p>津波</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の入手 ・ 避難（誘導） <p>集中豪雨・台風</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 ・ 早めの点検補修 ・ 避難準備 <p>核災害共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の把握 	<p>教職員 学生</p>	<p>震度 6 弱以上の地震が発生したときは、危機対策本部を設置して防災対応を編成する。震度 5 強以下の地震であっても、必要に応じ危機対策本部を設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">危機対策本部</p> <p>本部長 学長 副本部長 常務理事、副学長 本部長 事務局長 学生部長 教務部長 図書館長 マルチメディア 教育研究センター長 教職支援センター長 地域研究所長 経法商学部長 人文学部長 健康栄養学部長</p> </div> <p>対策班（総務班、施設班、避難誘導班、救護衛生班）</p> <p>①総務班 班長（事務局長） 副班長（総務課長、経営企画室長、入試広報室長） 班員（総務課職員、経営企画室職員、入試広報室職員）</p> <p>②消火班 班長（教務部長） 副班長（教務課長、教職支援センター事務長） 班員（教務部職員、教職支援センター職員）</p> <p>③施設班 班長（事務局長） 副班長（施設課長、地域研究所事務長） 班員（施設課職員、地域研究所職員）</p> <p>④避難誘導・救護衛生班 班長（学生部長） 副班長（学生支援課長、就職支援課長） 班員（学生支援課職員、就職支援課職員、健康栄養学部助手）</p> <p>⑤搬出班 班長（図書館長） 副班長（図書館事務長、経理課長） 班員（図書館職員、経理課職員）</p>

気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の大半が揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路等で運転見合わせ、速度規制、通行規制が行われることがある。	
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類・本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、固定しない家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い建物の壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーターで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水・停電が発生することがある。	亀裂や液状化が生じることがある。落石や崖崩れが発生することがある。
5強	大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類・本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となる。	耐震性の低い建物の壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物の壁等にひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震管制装置付きのエレベーターが自動停止する。	
* 6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い建物の壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ったり、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。耐震性の高い建物の壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物の壁等にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物の壁等にひび割れ・亀裂が入ることがある。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。崖崩れや地滑りが発生することがある。
* 6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い建物は傾くものや倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物の壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物に斜めの亀裂が入ったり、1階や中間階の柱が崩れて倒れたりする。耐震性の高い建物のひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域で、ガス・水道・電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じることがある。崖崩れが多発し、大規模な地滑りや山体の崩壊が発生することがある。
* 7		固定していない家具のほとんどが移動し倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い建物のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の高い建物のひび割れ・亀裂が多くなる。1階・中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

*震度6弱以上は、特別警報に位置づけられています。

《気象庁のホームページより》

緊急時の連絡体制

キャンパス 110 番



警察
消防・救急

緊急を要する場合

危機発生



平日

発見者



※時間外

近くの教職員・警備員

(教室内: 部署内線番号を掲示)

警備員: 守衛室

時間外の電話は警備室に集中管理

※時間外

緊急連絡先を参
照し、連絡する

急行・確認

発見者が通報していない場合、
必要に応じて通報する

学生支援課

(保健室)

総務課

(危機管理総括)

施設課

マスコミ対応が生じる場合

保護者
家族等

事務局長

経営企画室

報道機関

学長

(必要があると判断し
た場合、危機管理対
策本部設置を発令)

必要に応じて協力を仰ぐ

連絡先

総務課: 098-832-6732

学生支援課: 098-832-7182

保健室: 098-993-7119

施設課: 098-832-5575

関係部署

別表 4

	内線	外線
本部長 学長	1 3 1	8 3 2 - 3 2 1 6
副本部長		
常務理事	1 6 9	
副学長	1 1 1	
本 部 員		
事務局長	1 5 6	8 3 2 - 2 9 1 0
学生部長	1 7 2	8 3 2 - 7 1 8 2
教務部長	2 3 8	8 3 2 - 1 7 6 8
図書館長	3 0 3	8 3 2 - 8 2 2 5
マルチメディア教育研究センター長	3 4 6	8 3 2 - 3 2 1 7
教職支援センター長	1 9 7	9 9 3 - 7 9 9 1
地域研究所長	3 2 1	8 3 2 - 5 5 9 9
経法商学部長	3 5 1	8 3 2 - 2 8 5 4
人文学部長	3 5 2	8 3 2 - 2 8 5 8
健康栄養学部長		
対 策 班（総務班、消火班、施設班、避難誘導・救護衛生班、搬出班）		
①総 務 班		
班 長（事務局長）	1 5 6	8 3 2 - 2 9 1 0
副班長（総務課長、経営企画室長、入試広報室長）	1 5 4	8 3 2 - 6 7 3 2
班 員（総務課職員、経営企画室職員、入試広報室長）		
②消火班		
班 長（教務部長）	2 3 8	8 3 2 - 1 7 6 8
副班長（教務課長、教職支援センター事務長）	2 3 8	
班 員（教務部職員、教職支援センター職員）		
③施設班		
班 長（事務局長）	1 5 6	8 3 2 - 2 9 1 0
副班長（施設課長、地域研究所事務長）	2 0 0	8 3 2 - 5 5 7 5
班 員（施設課職員、地域研究所職員、マルチメディア教育 研究センター職員）		
④避難誘導・救護衛生班		
班 長（学生部長）	1 7 2	8 3 2 - 7 1 8 2
副班長（学生支援課長、就職支援課長）	1 1 6	
班 員（学生支援課職員、就職支援課職員、健康栄養学部助手）		
⑤搬出班		
班 長（図書館長）	3 0 3	8 3 2 - 5 5 7 7
副班長（図書館事務長、経理課長）	3 0 5	
班 員（図書館職員、経理課職員）		

外部緊急連絡先

文部科学省（代表：03-5253-4111）

○人的被害・休校等：高等教育局国立大学法人支援課支援第二係
03-6734-3766

○施設被害：文教施設企画部施設企画課防災推進室
03-6734-2290

消防、警察署

○那覇中央消防署 119 又は 098-867-9915（那覇市銘苅 2-3-8）

○那覇警察署 110 又は 098-836-0110（那覇市与儀 1-2-9）

自治体（那覇市）

○那覇市役所 098-867-9915（那覇市泉崎 1-1-1）

○那覇市防災危機管理課 098-861-1102（那覇市泉崎 1-1-1-5F）

○那覇市（真和志支所 098-832-8231）

電気・ガス・水道等

○沖縄電力 カスタマーセンター 0120-586-701

○りゅせきエネプロ 098-858-0611

○大平ガス 098-877-6608

○沖縄協同ガス 098-998-3000

○那覇市上下水道局 098-941-7804

その他

○災害用伝言ダイヤル 171

備蓄品の保管

※現状はないが、今後備えていく必要があるため、宮崎大学 <http://gakumu.of.miyazaki-u.ac.jp/gakumu/images/bousaimanyual20150326manual.pdf> (30 頁)を参考に、以下の備蓄品を検討する。

1. 備蓄品の種類等

備蓄品の種類	規格	本館、 1~4 号館等	アネックス	合計
カンパン (保存期間○年)				
ご飯 (保存期間○年)				
水 (保存期間○年)				
非常持ち出し袋				
割り箸				
紙コップ				
紙皿				
毛布				
トラロープ				
ブルーシート				
リヤカー				
安全キャンドル				
蛍光灯ランラン				
強力防水ライト				
バルーン投光器				
LED 強カライト				
ハンドマイク (サイレン付き)				
ポータブル発電機				
カセットガス発電機				
ガスボンベ				
非常用浄水器 (淡水用)				
非常用浄水器 (かん水用)				

2. 備蓄品の保管場所

本館、1~4 号館等	
アネックス	

災害情報連絡票(第 報)

(年 月 日 時 分現在)

報告者	所 属	
	氏 名	
	電 話	

災害事象の概要			
発生又は知覚日時	年	月	日 時 分
発生場所			
被害の状況			
緊急対応の状況	応急措置の状況、職員等の避難状況等： 関係機関への連絡：		
災害情報の通報者	区分	教員・職員・学生・その他（ ）	
	氏名		
	通報日時	年	月 日 時 分
その他・ 災害事象の原因など			

受信者の対応状況	受信者	所属	
		氏名	
		電話	
	関係者への 連絡	(処理時間： 年 月 日 時 分)	
その他の 対応			

障がいのある学生・教職員にかかる注意事項

	日頃の備えなど	身の安全を守る	安全な避難
視覚障がいのある人	<p>①メガネ、白杖等が地震で損害を受けたりなくならないよう、いつも身近で安全な場所に置いておく。</p> <p>②情報を得るためにラジオを身近に置いておく。</p> <p>③ガラスなどが飛散して床が危険になるので、軍手などを用意しておく。</p> <p>④笛やブザー、緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけるようにしておく。</p>	<p>①地震が起きたら、まず、身の安全を図るため、身近にあるカバンや本などで(何もないときは手で)頭を覆い、身を伏せ、落下物から身を守るようにする。</p> <p>②大規模な地震の後には、慣れている場所でも自分で行動することが難しくなる。支援者に助けを求め、周囲の状況を説明してもらう。</p> <p>③地震後の教室等は、落下物やガラスの破片が飛散していることがあるので、慌てて移動しないようにする。</p> <p>④校内放送などの情報に注意し、危険な場合は、支援者と一緒に避難する。</p>	<p>①外に出た方がよいかどうかの判断は、とにかく大声で視覚障害であることを告げ、支援者等に状況を聞いて援助を求める。</p> <p>②地震の後には、ロッカー等が倒れたりして通路上に障害物が増え、いつもと同じように歩行することが困難になるため、支援者に避難誘導を頼む。</p> <p>③誘導を受ける場合は、肘や肩などにつかまらせてもらい、ゆっくりと歩くようにする。</p>
聴覚障がいのある人 言語障がいのある人	<p>①正確な情報を収集するために、緊急連絡先表や筆談に必要なメモ、筆記用具などを身につける。</p> <p>②笛やブザー等、助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につける。</p> <p>③災害時に利用できる「緊急会話カード」を作成しておくことも、支援者等に支援を求める場合に大変役立つ。</p> <p><緊急会話カードの文面例> 「緊急避難場所に案内してください。私は、耳や言語が不自由です。」「何を放送しているかメモで教えてください。」など</p>	<p>①地震が起きたら、落下物等でのけがをするおそれがあるので、慌てて外へ飛び出さないようにする。机等の下に身を伏せ、落下物から身体を守るようにする。</p> <p>②建物内に閉じ込められるなど動けなくなった場合は、笛や携帯用ブザー、あるいは物をたたいて自分の居場所を知らせ助けを求める。</p> <p>③的確な情報を得るため、メールやインターネット等からの情報を確認する。</p> <p>④支援者に、正しい情報を教えてもらう。</p>	<p>①揺れが治まったら、支援者に必要な援助を依頼し、避難誘導をしてもらう。</p> <p>②大学の広報などで避難の呼び掛けがあったときは、必ず伝えてもらうよう支援者に頼んでおき、一緒に避難する。</p>
肢体障がいのある人	<p>①笛やブザー、携帯電話等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要なものを身につける。</p> <p>②避難時の移動に備えて、幅広いひも、毛布などを用意しておく。</p> <p><車いす使用者> ①車いすが通れる幅を常に確保しておき、タイヤの空気圧は定期的に点検する。</p> <p>②車いすが使用できなくなった時のために、それに代わる杖、幅広いひもなどを用意しておく。</p> <p>③雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカップ等を用意しておく。</p>	<p>①地震が起きたら、まず、身の安全を守るため、手や持ち物で頭を覆い、また、近くの丈夫な机等へ身を伏せ、落下物から身を守るようにする。</p> <p>②車いすに乗っているときに地震が起きたら、ロッカーなどから素早く離れて、安全な場所でブレーキをかけ、カバンなどで頭を守る。</p> <p>③転倒しないためには、座る、這うなど姿勢を低くして、近くにつかまるものがあれば、しっかりつかまる。</p>	<p>①地震の後には通路上に障害物が増え、車いすによる通行も困難になるので、支援者に避難誘導を頼む。</p>

障がいのある学生・教職員の支援者にかかる注意事項

	安全確保	避難誘導・情報の伝達	誘導(支援)のしかた
視覚障がいのある人 サポートのポイント 「分かりやすい説明」	①地震が起きたら、近くの机等の下などに潜るように指示する。 ②揺れが治ったら、教室中の状況を説明し、カバンなどで頭を守らせて、転倒、落下物に注意しながら、安全な場所へ避難誘導する。	①大規模な地震の後には、普段と学内の様相が変わってしまうため、視覚障害者は、慣れている場所でも自分で行動することが難しくなる。視覚障害者に声を掛け、周囲の状況を伝え、避難場所への誘導を行う。 ②誘導する際は、周囲の状況を説明しながら歩く。切れた電線、倒れたブロック塀の位置や状況、避け方など具体的に説明する。 ③避難所で得られた情報が文字である場合は、その内容を口頭で知らせる。	①白杖を持たない方の手で支援者等の肘や肩をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないようにする。止まるときや歩き始めるときは、声を掛ける。 ②通路上に障害物、例えば段のある所では、段の手前で立ち止まって、段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。 ③盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにする。
聴覚障がいのある人 言語障がいのある人 サポートのポイント 「情報の伝達」	①教室の中で地震が起ったら、すぐに、手話、メモや手振り身振りや「緊急会話カード」などで、机の下に潜ることをなどを指示する。	①音声以外の方法で正確な情報を伝える。 ②手話、筆談、身振り、絵、図などを用いて、その人にあった方法で伝える。正面から口をやや大きく動かし、ゆっくりと話せば理解できる人もいる。本人の希望する方法で行う。 ③聴覚障害者に話しかける時は、相手の視野に入るか、軽く触れて合図をする。 ④夜間は懐中電灯などで合図する等、あらかじめ話し合っておく。	①地震が治ったら、安否を確認するとともに情報が正確に伝わっているかどうかを確認する。 ②言語障がい者に援助を求められたら、相手の言葉をていねいに聞き取るようにする。聞き取りが困難な場合は、相手に断ってから筆談(メモ書き)にする。 ③電話などの代理を求められたら、進んで協力する。
肢体障がいのある人 サポートのポイント 「動作(特に移動)の介助」	①教室の中で地震がおこった場合に、自力で移動が困難な人は、頭をおおうようにして、できるだけ出入りに近く、ロッカーなどが倒れない安全な場所に移動させる。	①支援者は、地震の正確な情報を伝えたり、避難誘導の支援をする。 ②義足や杖などは濡れたコンクリートや砂の上ではすべりやすいので、足下に注意して誘導する。	車イスでの誘導のしかた ①段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。いずれもブレーキをかける。 ②急な発進や停止、方向転換の際は「前に進みます」「止まります」など声を掛ける。 ③緩やかな坂は車イスを前向きにして下るが、急な坂は車イスを後ろ向きにし軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。 ④階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。 車イスが使用できない場合 ①幅広いひも等でおぶったり、毛布等で作った応急担架で移動させる。 ②1人の場合は、幅広いひも等でおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。

<裏面>

所属団体(障害者団体・ボランティア団体等)や日頃の通所場所等	名 称	
	所 在 地	
	電 話 ・ F A X	
かかりつけの医療機関など	名 称	
	所 在 地	
	電 話 ・ F A X	
	担 当 医	
治療中の疾患や治療内容など		
使用薬・容量・服薬上の注意		
補装具・医療ケアに必要な器具	器 具 名	
	メ ー カ ー 名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
必要とする援助		